

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

( 公 印 省 略 )

## 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた特定運転者に対する 適性診断及び健康診断の実施に係る対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について(公社)全日本トラック協会より下記のとおり案内がございましたので周知致します。

敬具

記

### ①特定運転者に対する適性診断の受診の取扱いについて

#### 1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

※貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指針」という。)第二章4(1)

#### 2. 初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

※指針第二章4(2)

#### 3. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

※指針第二章4(3)

### ②健康診断の実施について6月末まで受診延期が認められた。

厚生労働省ホームページ→新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方角け)→

「6 安全衛生-問2」参照

以上

本件に係るお問い合わせ：(公社)沖縄県トラック協会適正化事業課 098-863-0280